

令和 5 年増殖放流呈示量について

増殖放流呈示量について

1 趣旨

第五種共同漁業権では、漁業法第168条により免許を受けた漁業協同組合に漁業種類として漁場計画に記載された魚種（漁業権対象魚種）の増殖を行うことが義務づけられている。

令和5年増殖放流呈示量の考え方は、平成25年9月1日に免許した第五種共同漁業権について、令和5年1～12月の間に各漁業協同組合が最低限行うべき増殖放流呈示量を定める際の基準を記載したものである。

2 呈示量の計算

令和2年及び令和3年の2年間の増殖量の平均の50%以上を呈示量とする。なお、呈示量を満たしていないものについて、呈示量を放流したものとして呈示量を算出することとする。また、近年は、漁協の経営状況の変動が大きいため、2年ごとに呈示量を見直している。

3 呈示量の未達成の取扱い

放流量が呈示量を満たしていない漁協の水産動物については、漁場全般において長期的な影響を及ぼす災害や事故の発生、生産事情により種苗の入手が困難等の理由から内水面漁場委員会でやむを得ないと判断した場合を除き、文書等による指導を実施する。

4 増殖方法別の留意事項

(1) 放流種苗（稚魚、成魚、親魚、発眼卵）

放流種苗は魚病の侵入の防止および水産動物の遺伝資源の保全のため、できる限り在来（群馬県）の系統を放流するものとする。

ウナギについては、放流種苗に異種ウナギ（ビガーラ種やロストラータ種等）が混入しているとニホンウナギに悪影響を与える可能性があることから、異種ウナギが放流されることのないように十分注意する。

また、ドジョウについても、外来種（カラドジョウ）が混入していると在来種に悪影響を与える可能性があることから、カラドジョウの混入に十分注意する。

(2) 人工産卵床

人工産卵床の増殖効果を上げるためには造成場所の選定や造成方法が重要であり、親魚や他魚種の生息状況や造成場所の環境条件によっては期待した効果を得られない可能性もあることから、人工産卵床を造成する場合には水産試験場の技術指導を受けるのが望ましい。

5 各水産動物の呈示方法及び換算

(1) アユ

ア 水産動物 アユ

イ 増殖方法 種苗放流

ウ 考え方

- ・稚魚（魚体重 20g 未満）の放流を基本的な増殖方法とし重量(kg)で呈示を行う
- ・成魚（魚体重 20g 以上）の放流についても、呈示量の重量を放流したものとする

(2) マス類

ア 水産動物 マス類（ヤマメ、イワナ、ニジマス等）

イ 増殖方法 種苗放流（稚魚、成魚、親魚、発眼卵）、人工産卵床の造成

ウ 考え方

- ・種苗放流（稚魚、成魚、親魚、発眼卵）、人工産卵床の造成を増殖方法とし、稚魚尾数（尾）で呈示を行う
- ・成魚（kg）で放流した場合については、水産庁研究報告書「地域の状況を踏まえた効果的な増殖手法開発事業研究報告書」を参考に、以下の計算式により稚魚尾数（尾）に換算する
- ・ヤマメの親魚放流用の親魚（kg）で放流した場合については、成魚（kg）と同様の計算式により稚魚尾数（尾）に換算する

$$\text{成魚} \cdot \text{親魚 (1kg)} = \text{稚魚 (375 尾)}$$

- ・発眼卵で放流した場合については従来と同じ計算式により換算する

$$\text{発眼卵 (10 粒)} = \text{稚魚 (1 尾)}$$

(3) コイ

ア 水産動物 コイ

イ 増殖方法 種苗放流、人工産卵床の造成

ウ 考え方

- ・放流によりコイヘルペスウイルス病まん延が拡大する可能性があるため、種苗放流は自粛を引き続き継続して要請する
- ・人工産卵床の造成による増殖方法が確立されているため、人工産卵床の造成を推奨する

(4) フナ

- ア 水産動物 フナ
- イ 増殖方法 種苗放流、人工産卵床の造成

ウ 考え方

- ・重量(kg)で呈示を行う
- ・人工産卵床造成については、水産庁発行「溪流魚、アユ、コイ・フナ、ウグイ、オイカワの人工産卵床の増殖指針」を参考に、以下の計算式により重量(kg)に換算する

人工産卵床 (1 m ²) = 重量 (1.9kg)

(5) ウグイ

- ア 水産動物 ウグイ
- イ 増殖方法 人工産卵床の造成

ウ 考え方

- ・県内産の放流種苗の入手が困難であるため、人工産卵床の造成（箇所）で呈示を行う

(6) オイカワ

- ア 水産動物 オイカワ
- イ 増殖方法 人工産卵床の造成

ウ 考え方

- ・県内産の放流種苗の入手が困難であるため、人工産卵床の造成（箇所）で呈示を行う

(7) ウナギ

- ア 水産動物 ウナギ
- イ 増殖方法 種苗放流

ウ 考え方

- ・重量(kg)で呈示を行う
- ・なお、シラスウナギ資源の減少等により種苗の入手が困難な際は、適当な呈示方法について検討する

(8) ドジョウ

- ア 水産動物 ドジョウ
- イ 増殖方法 種苗放流

ウ 考え方

- ・重量(kg)で呈示を行う

(9) ワカサギ

- ア 水産動物 ワカサギ
- イ 増殖方法 卵放流

ウ 考え方

- ・卵数(粒)で呈示を行う
- ・筒型ふ化器を用いた方法は、従来のシュロ枠を用いた方法に比べてふ化率が大幅に高いことが群馬県水産試験場の研究成果から明らかになった
(筒型ふ化器：87.3%、シュロ枠：14.6%)
研究成果を踏まえ、筒型ふ化器を用いてふ化がほぼ確実に行われた場合については、呈示量の6倍の卵が放流されたものと換算する

(10) カジカ

- ア 水産動物 カジカ
- イ 増殖方法 人工産卵床の造成
- ウ 考え方

- ・県内産の放流種苗の入手が困難であるため、人工産卵床の造成(箇所)で呈示を行う

(11) モツゴ

- ア 水産動物 モツゴ
- イ 増殖方法 種苗放流
- ウ 考え方

- ・重量(kg)で呈示を行う

(12) ナマズ

- ア 水産動物 ナマズ
- イ 増殖方法 種苗放流
- ウ 考え方

- ・重量(kg)で呈示を行う

5 漁場別の呈示量

共第9号漁場

- ・共第9号漁場は群馬漁協・両毛漁協に免許されている
- ・群馬漁協、両毛漁協で、アユを除く魚種については漁場が全く同じであるため、群馬漁協、両毛漁協に呈示する量を同じ量とする
- ・それぞれの漁協の呈示量(アユを除く魚種)については、過去2年間の両毛、群馬漁協の放流量の合計の平均の50%を2等分した数量とする

令和5年増殖放流呈示量(案)

魚種 漁業 協同組合	アユ 稚魚(kg)	ヤマメ 稚魚(尾)	イワナ 稚魚(尾)	マス 稚魚(尾)	コイ	フナ (kg)	ウグイ 産卵場 造成 (箇所)	オイカワ 産卵場 造成 (箇所)	ウナギ (kg)	ドジョウ (kg)	ワカサギ 卵(万粒)	カジカ 産卵場 造成 (箇所)	モツゴ (kg)	ナマズ (kg)
利根 1号	1,840	237,000	243,200			40	2	2	10		1,370	1		
利根 15号		産卵床造成 1箇所												
阪東	170	72,500				1	1	1	1					
群馬 3号	70	243,200				2	1	1	1	3				2
群馬 9号	80	217,100	7,000			10	1	1	1		110	1		
吾妻 2号	200	22,500	6,200			5	1	1	1					
吾妻 4号		66,700	6,200				1							
上州 5号	1,470	791,200	18,700			19	1	1	10	5	250			
上州 16号				3,700		290					70			
烏川	130	18,700				18	1	1	4	10				
東毛 3号	70	28,400				18	1	1	1	1				1
東毛 8号						10	1	1	1					
両毛 9号	70	217,100	7,000			10	1	1	1		110	1		
両毛 10号	70	78,000	1,200			5	1	1	1		6,300	1		
神流川	30	35,800				512	1	1			13,500			
南甘	1,910	220,000	2,300				1		5			1		
上野村	1,220	867,400	201,800				1		5			1		
邑楽						1,125			8					13
近藤沼						575			3		180			
日向						500			5					
城沼						65			3		55		2	
赤城大沼						150	1				18,500			
榛名湖				1,500		4					18,000			
合計	7,330	3,115,600	493,600	5,200		3,358	17	13	59	18	58,445	6	2	16

令和5年増殖放流計画(各漁協からの報告)

漁業協同組合	アユ 稚魚(kg)	ヤマメ 稚魚(尾)	イワナ 稚魚(尾)	マス 稚魚(尾)	コイ	フナ (kg)	ウグイ 産卵場 造成 (箇所)	オイカワ 産卵場 造成 (箇所)	ウナギ (kg)	ドジョウ (kg)	ワカサギ 卵(万粒)	カジカ 産卵場 造成 (箇所)	モツゴ・ウチボソ (kg)	ナマズ (kg)
利根1号	3,000	495,000	495,000	412,500		80	3	3	30		3,000	2		
利根15号	産卵床造成2箇所													
阪東	170	72,500		262,500		1	1	1	1					
群馬3号	150	494,000		562,500		10	1	1	2	5				4
群馬9号	130	286,500	11,250	187,500		17	1	1	1		200	1		
吾妻2号	350	28,000	21,000	525,000		9	2	2	2					
吾妻4号		127,000	15,000	300,000			1							
上州5号	2,700	1,481,250	37,500	1,856,250		38	1	1	20	10	800			
上州16号				7,500		500					200			
烏川	210	37,500		93,750		30	1	1	5	20				
東毛3号	150	56,950		138,750		40	1	1	1	1				1
東毛8号	10	5,925		7,500		20	1	1	1					
両毛9号	150	630,500	19,688			20	2	2	1		400	2		
両毛10号	150	150,000	3,000	855,000		10	2	2	1		9,600	2		
神流川	50	96,250		112,500		1,019	2	2			30,000			
南甘	3,500	535,000	5,000	37,500			1		10			1		
上野村	2,600	1,938,000	825,000	562,500			1		10			1		
邑楽						1,500			10					15
近藤沼						1,000			5		400			
日向						1,000			10					
城沼						200			8				15	
赤城大沼						300	2				250,200			
榛名湖				3,000		7					36,000			
合計	13,320	6,434,375	1,432,438	5,924,250		5,801	23	18	118	36	330,800	9	15	20